

○草津市社会教育委員設置条例

昭和37年6月15日

条例第16号

改正 平成12年3月24日条例第1号

改正 平成26年4月1日条例第9号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

(定数)

第3条 委員の定数は20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第1号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。